

MIO PRESS

OSAKA / KYOTO / KOBE

vol.24

2023.10

特集

Special Feature

債務整理

代表的な手続きと主な特徴について

連載 知つ得! 交通事故

法律コラム 知らないと怖い法律の話

刑事事件入門 違法性阻却事由と映画『おもひでぽろぽろ』

支店便り 司法試験のデジタル化について

リガサボ! 生前贈与の改正について



抽選で30名様に
読者プレゼント
実施中!!

詳しくは裏表紙をご覧ください



「エンディングノート書き方講座」

ご自身のライフプランを考えるきっかけにしていただける講座です。
「エンディングノート」を作って生前対策を始めましょう。

- 日程: 11/14(火)・12/12(火)
- 時間: 午前11時から(約1時間)※事前予約制
- 場所: 「みお総合法律事務所」大阪事務所



参加費
無料



大阪・京都・神戸
弁護士法人みお総合法律事務所

代表弁護士: 大阪弁護士会所属 / 澤田 有紀 伊藤 勝彦

〈業務分野〉交通事故 / 遺産相続 / 離婚問題 / 債務整理 / 顧問契約・会社法務 / その他

お問い合わせ・ご相談は
0120-7867-30

通話料無料

受付時間(月~土) / 9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料]

みお 法律

大阪事務所

OSAKA

〒530-8501
大阪市北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスタワー14階
TEL: 06-6348-3055 FAX: 06-6348-3056
執務時間: 月~金曜日 / 9:00~20:00
土曜日 / 10:00~18:00
受付時間: 月~土曜日 / 9:00~17:30

京都駅前事務所

KYOTO

〒600-8216
京都市下京区烏丸通七条下ル東塙小路町
735-1 京阪京都ビル4階
TEL: 075-353-9901 FAX: 075-353-9911
執務時間: 月~土曜日 / 9:30~18:00

神戸支店

KOBE

〒651-0086
神戸市中央区磯上通8丁目3番10号
井門三宮ビル10階
TEL: 078-242-3041 FAX: 078-242-3042
執務時間: 月~土曜日 / 9:30~18:00

読者アンケートプレゼント実施中!



「読者アンケートプレゼント」は、
スマートフォンからもご応募できます!

ご応募は
こちらから



アンケートにご協力いただいた
方の中から、抽選で30名様に澤
田有紀弁護士が執筆した書籍
(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切

2023年12月31日(日)

※当日消印有効

*プレゼントは選ぶことができません。
*アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。
*応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる
場合があります。予めご了承ください。

キリトリ線
アンケートの回答にご協力をお願いいたします

Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか?(複数可)

- [特集]債務整理 知つ得! 交通事故 離婚(男女)問題
- 相続問題 労働問題 刑事事件入門
- 知らないと怖い法律の話 刑事事件入門 事務局通信
- 支店便り リガサボ!

Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどれですか?(複数可)

- 交通事故 相続問題 借金問題 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他...)
- 労働問題 刑事事件入門 企業法務

Q.3 法律問題でお困りの事・日々頻繁に思う法律問題など

Q.4 みお総合法律事務所へのご意見・メッセージなど

Q.5 ラジオリスナーですか はい いいえ

「はい」とお答えいただいた方...
□ 今後もMIO PRESS(本誌)の継続送付を希望

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

少し怪しいですよね(笑)。正しい知識を身に付けることが大切です。

以下、代表的な手続きについて、主な特徴をご紹介しますが、紙面の都合上全てをお伝えできません。当事務所へご相談いただければ、弁護士があなたに合ったベストな解決方法をご提案させていただきます。また、早い段階にご相談いただくことで、手続選択の幅が大きく広がります。

借金問題に苦しんでいる方、悩んでいる方は今すぐご相談ください!!

任意整理

個人向けの手続き

破産

●**メリット**：裁判所を利用しないため、手続きが簡単。一部の債権者のみを対象にできる。

●**デメリット**：ブラックリストに登録される。

債権者と、利息のカットや分割弁済(3~5年)を交渉。

●**メリット**：裁判所を利用しないため、手続きが簡単。一部の債権者のみを対象にできる。

●**デメリット**：ブラックリストに登録される。

「免責決定」によって、借金などの返済が不要に(一部債権を除く)。

●**メリット**：借金がなくなり、新たなスタートを切ることができる。

少し怪しいですよね(笑)。正しい知識を身に付けることが大切です。

以下、代表的な手続きについて、主な特徴をご紹介しますが、紙面の都合上全てをお伝えできません。当事務所へご相談いただければ、弁護士があなたに合ったベストな解決方法をご提案させていただきます。また、早い段階にご相談いただくことで、手続選択の幅が大きく広がります。

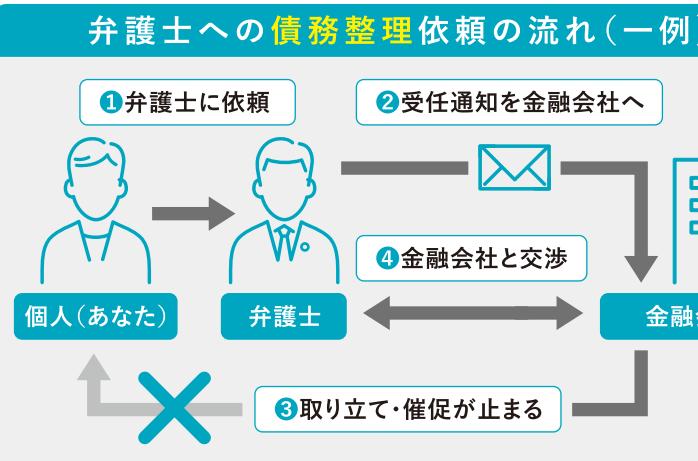
借金問題に苦しんでいる方、悩んでいる方は今すぐご相談ください!!

個人再生

「再生計画」に従って、原則借金の5分の1を3年間かけて返済(借金総額により変動あり)。

●**メリット**：住宅や自動車などの財産を手放さずに手続きできる可能性がある。

●**デメリット**：資料収集が大変。官報に掲載される。ブラックリストに登録される。



債務整理

代表的な手続きと主な特徴について

特集
Special Feature

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大は、日本経済に深刻な打撃を与えました。外出自粛、休業要請など、コロナ禍の影響を受けなかつた方はおそらくいらっしゃらないでしょう。

当事務所にも、コロナ禍の影響を受け、給料が支払われず借金返済にお悩みの方、会社の売上が減少し廃業をお考えの経営者の方などから、多数のご相談がございました。

そこで今回は、「債務整理」というテーマでご案内します。

債務整理は「借金問題から解放してくれるひとつ手段」ですが、ネガティブなイメージを持つ方が多いかもしれません。「国が認めた借金救済制度」という広告をご覧になつた方も多いのではないかでしょうか。

弁護士が伝えたいこと

婦として扱われます。専業主婦の方は、当然ですが、主婦等さまざまなケーブルがあります。交通事故で主婦として扱われるのは、どのような方なのでしょうか。

主婦として扱われる方の範囲

して、主婦にも一定の休業損害・逸失利益が認められています。

主婦の休業損害・逸失利益

主婦の場合の最大の特徴は、実際の収入よりも高い金額で休業損害・逸失利益が認められる点です。

本コラム担当の羽賀です。今回は被害者の方が主婦（家事従事者）の場合の特徴について解説をします。

債務整理

代表的な手続きと主な特徴について

民事再生

未払いの給与や退職

- **メリット**：すべての債務がゼロになり、債権者の取り立てから解放される。
 - **デメリット**：会社は消滅し、従業員も全員解雇。

● **ワンポイント**

『未払賃金立替払制度』

未払いの給与や退職金については、独立行政法人労働者健康安全機構から一部立替払いを受けられる可能性があります。

- 法人格は消滅。
- メリット：すべての債務がゼロになり、債権者の取り立てから解放される。
- デメリット：会社は消滅し、従業員も全員解雇。
- ワンポイント

破産

〔会社更生〕

企業・法人向けの手続き

- デメリット：自力での再建が難しければ、スポンサー探しが難航する。

「生型」と「廃業型」の手続きについて定められています。

経営者（会社代表者）はどうなる？



【例】公爵に間違える主な所属団体

- 大阪弁護士会 司法委員会 倒産法部会
全国倒産処理弁護士ネットワーク
倒産法実務研究会
倒産処理に関する近畿弁護士連合会
管内各単位会との意見交換会

れると、収入の有
業損害・逸失利益
社員の場合に必要
明書は不要です。具
の内容・家族構成、
怪我による支障内
定されます。

害・逸失利益が算定されていないことがありますので、保険会社からの示談提示は、気を付けて見る必要があります。

合の特徴について解説します。

今回は、主婦の方の特徴を解説しました。次回は、幼児・児童・学生の場合の特徴について解説します。

主婦としての休業損害は、会社員等の場合より高くなる傾向があります。例えば、むち打ちの場合、会社員の方であれば、休業まではせず休業損害はないこともありますが、主婦の方で休業損害が否定されるることは、ほとんどありません。

また、弁護士に依頼した場合の増額幅が大きい傾向があります。会社員の方の場合、休業期間・休業1日あたりの金額とも、会社の証明書を基に算定するしかなく、弁護士が交渉する余地があまりありません。一方、主婦の方の場合、弁護士が交渉すると休業期間・休業1日あたりの金額とも増額になる傾向があります。

そのため、主婦の方は、交通事故の示談交渉を弁護士に依頼するメリットが大きいと言えます。

保険会社からの示談提示の際、主婦は、主婦ではなく、休業損害や逸失損害があることがあります。

主婦としての休業損害は、会社員より低いか高いか

接觸していくなくても、自車の動きにより、周囲で歩行者、自転車、単車が転倒したのがわかれれば立ち去つてはいけません。

目の前での転倒だけではなく、自車の車線変更により後方の単車が転倒することもあります。

事故の状況はドライブレコーダーが証明してくれます。前方だけでなく、後方もカバーするドライブレコーダーで身を守りましょう。

そして任意保険には必ず加入し

右折車に8割、直進車に2割の過失割合です。

過失割合は、基本の過失割合に個々の状況による修正要素を加味して判断するのですが、非接触の場合には1割から2割の過失が被害者に加算されることになり、本件でもAさんには6割程度の過失が認められることになると思われます

非接触事故の 加害者の留意点

「交差点で右折しようと右折車線で止まつたら、対向車線を直進してきたバイクが勝手にこけた。大丈夫ですか？」と声をかけて救急車を呼んであげたら、人身事故の加害者として取り扱われた」「親切に救急車を呼んであげたのに、こんなことになるんだつたら、無視して通り過ぎていればよかつた」と憤りやるかたないAさん。

いえいえ、無視して通り過ぎていたら、「ひき逃げ犯」として、もつと厄介なことになつたかもせん。

一方、バイクを運転していたBさんは、「バイクで交差点を直進中対向車が右折しようとしてきたので、このままでは衝突すると思いとつさに急ブレーキを掛けてハンドルを左に切りました。衝突は免れましたがバランスを失つて転倒して大怪我をしました」と言っています

単車が勝手にこけたのに、
ひき逃げ扱い?

このような事故は、「誘因事故」として取り扱われ、事故を誘発するような危険な行動により、衝突を回避しようとした相手方が怪

我をしてしまったときには人身事故となり、その加害者が事故に気が付かずに現場を立ち去ってしまうと、**ひき逃げ事故**として扱われるおそれもあります。

Aさんからすれば「相手が勝手に転倒した」「衝突するような危険はなかつた」という主張になりますが、Aさんに全く非がないと認め

民事の賠償について

衝突していないとはいっても、相手の転倒の原因を作ったとされれば、損害賠償の義務も発生します。

心ならずも警察で加害者扱いされたAさんにしてみれば、民事の賠償に応じる気にはならないところですが、任意保険に加入していれば、保険会社が示談代行をしてくれるので、とりあえずは安心です。

知らないと怖い法律の話

～誘因事故～

代表弁護士
澤田 有紀
Aki Sawada



直接ぶつかっていない場合、相手方が自分には関係ないと判断してその場を立ち去ってしまうことがあります。起きこり得ます。そうすると、後日相手を特定するのは難しくなってします。

加害者が立ち去らないように大声で呼び止めましょう。また、居合わせた人に協力を求めることも大切です。

相手方が立ち去ってしまった場合でも、目撃者などの確保に努めましょう。後続車両のドライブレコーダーで、事故を誘発した車を特定できることもあります。

必ず警察に通報してください。交通事故証明書がなければ、保険金請求などに支障が出ますので大した怪我ではないと思っても必ず警察に事故の届け出をしてくだ

民事の賠償について

衝突していないとはいえ、相手の転倒の原因を作ったとされれば、損害賠償の義務も発生します。

心ならずも警察で加害者扱いされたAさんにしてみれば、民事の賠償に応じる気にはならないところですが、任意保険に入していれば、保険会社が示談代行をしてくれるので、とりあえずは安心です。

非接触の場合は、「勝手にこけた」という状況は、「過失割合」に反映されます。通常の事故に比べて、被害者の過失割合が高めになることが多いです。

交差点での右折対直進の「右直事故」の場合の基本の過失割合は信号機のない同幅員の交差点では、右折車に8割、直進車に2割の過失割合が基本とされます。また、お



やり直しは一種の「罰」に当たりますので、公平の観点からは、ルール違反者に対する例外なく適用すべきです。それにもかかわらず、廊下を走るクラスメイトを注意する週番に限って「罰」を与えないことにするためには、きちんとした理由付けが必要です。

「廊下を走ってはいけない」ルールは、廊下を走ることが横行することで、児童同士がぶつかってケガを

用した場合、週番が廊下を走る際に他のクラスメイトとぶつかる危険は生じますが、ルール違反者は大きく減少します。その結果、廊下の安全性は、週番＝パートナー理論を適用しない場合よりも大きく高まることがあります。

これは、スピード違反者を取り締まるパートナーが制限速度を守らなくてはならないと、道路の安全性が大きく損なわれる問題とよく似ています。

4 法律を勉強してみたい方へ

あつて、法律の勉強をしたいとお考えの方にお勧めなのが、「法律を、自分がイメージしやすい具体例に当てはめて考えてみること」です。法律の教科書は抽象論が多く、そのことが「面白くない」「分かりづらい」と感じさせる要因の1つになつてい

戦する行為が、正当防衛といえるのかな？」などと考えてみると、面白くなつてしまませんか？

3 週番＝パトカー理論と違法性阻却事由

私は、ツネ子の週番＝パトカー理論を聞きながら、「これって、違法性論を聞きながら、「これって、違法性阻却事由の問題だな！」と思いまして。

する危険が高まり、廊下の安全性が損なわれることを予防するための

仮に、週番＝パトカー理論を適用しなければ、（先生の目が届かない範囲においては）「廊下」を走ってはいけない」ルールの違反者に「罰」を適用することができません。そうすると、ルールに違反して廊下を走るクラスメイトが増えて、廊下の安全性が大きく損なわれます。

刑事事件入門

違法性阻却事由と 映画『おもひでぽろぽろ』



弁護士
社会保険労務士
石田 優一
Yuichi Ishida

1 違法性阻却事由 って何?

今回は、「違法性阻却事由」がテーマです。違法性阻却事由とは法律で犯罪として禁止された行為について、例外的に違法ではないとして処罰しない特別な理由のこと

例えば、突然殴り掛かろうとし
てきた人に対して、足蹴りをして抵抗する行為は、「暴行罪」に当たります
が、「正当防衛」という違法性
阻却事由が認められます。なぜなら、被害者に抵抗する機会を認めないと、暴力行為をしやすい社会にな
なって秩序が乱れてしましますし
このようなケースで加害者の利益
を法律が守ることは正当でないか
らです。

では、嫌いな相手を一発殴りたい
と考えた人が、相手を挑発して自分に殴り掛かろうとさせて、それ

2 映画『おもひでぽろぽろ』の学級会シーン

先日、高畠勲監督のジブリ映画『おもひでぽろぽろ』のDVDをレンタルショップで見つけ、「昔、金曜ロードショーで見たな…」という懐かしい思いから、思わずレンタルしてしまいました。大人になった主人公タエ子が、山形で農業体験をしながら、小学5年生の頃の思い出に浸るストーリーです。

「（やり直しをさせるために必然的に廊下を走らなければならぬ）週番もやり直しをしなければならない（から、このルールはおかしい）」と主張します。それに対し、クラスの優等生であったツネ子は、「廊下を走るクラスメイトを注意する週番は、スピード違反を捕まえるパトカーと同じだから、やり直しはしなくともよい」（仮に「週番＝パトカー理論」と名付けます）と反論し、反対派全員を閉口させます。

でしょうか。この場合は、正当防衛を認めてしまうと、かえつて暴力行為をしやすい社会になってしまいます。また、このケースの加害者は

性阻却事由にまつわるエピソードを見つけました。それは、タエ子がかつて体験した、学級会でのワンシーンです。

下のQRコードから
バックナンバーを
ご覧いただけます



<https://www.miolaw.jp/criminal/miopress.html>

はじめに

令和5年7月、現在は筆記で行われている司法試験について、令和8年からパソコンで受験する形式に切り替えるという報道がありました。

軌道によると、受験生の利便性向上と採点者の負担軽減が目的というのですが、これがどのようなことなのか、現在の試験形式も含めて紹介したいと思います。

現在の司法試験の概要について

7/16(日)	7/15(土)	7/13(木)	7/12(水)
短答式試験	論文式試験		
刑法 (50分)	憲法 (50分)	民事系科目第1問 (2時間) 民事系科目第2問 (2時間)	公法系科目第1問 (2時間) 公法系科目第2問 (2時間)
民法 (75分)	刑事系科目第1問 (2時間) 刑事系科目第2問 (2時間)	民事系科目第3問 (2時間)	選択科目(3時間)

司法試験実施日程(令和5年度)



はひたすら答案用紙に解答を記入していくことになります。

そのため、1問当たりの時間の実験時間はあつという間に過ぎてしまっていますので、論文式の試験は常に時間との勝負になります。

しかし、時間との勝負ということは、終盤になつて焦つたり、疲れてきたりすると、どうしても文字は乱れがちになります。実際、普段からきれいな字を書けているとは決して言えない筆者の答案は、採点者に申し訳ないと思うような字になつてしまふこともありました。

手書きの文字は多少なりとも個性がありますし、筆者はどういったいにせよ
短時間に大量の文章を手書きするに想像できます。

また、もし法律家としての仕事の中で、短時間に大量の文章を手書きす

想定されている パソコン受験の方法

は、試験会場に用意した端末を利用する方法が想定されているそうです。筆記試験に慣れ親しんだ身としてはなかなか具体的なイメージが湧かない面はあるのですが、少なくとも、この方法で受験する受験生は、きれいで読みやすい字を書く能力に代わって、タピング能力を高めることが求められ

テジタル化への期待

は、試験の運営面や合格後の実務の内 容に照らしても、極めて合理的な方針 といえます。論文主体の国家資格にお けるデジタル化としては初の取り組 みのようですが、システム開発などの 課題はあるにせよ、デジタル化が進む 社会情勢からしても、他の資格試験に 波及していくことが期待されます。

る場面があるのであれば、資格試験の

中でその能力を鍛えることにも意味があるのかもしれません、実際には法曹三者はいずれも、業務用の文書はパソコンで作成することがほとんどで、手書きをする機会は、署名やメモを取る場面などに限られています。

ら、「司法試験がパソコンで受けられるようになれば…」という願望は、試験に関わる誰もが抱いていたのではないかと想像しますので、今回のデジタル化により、この願望が実現するということになります。

また、答案を手書きするという負担が解消されたり、一旦書いた内容の修正も可能になるとすれば、答案の内容も、より思考力、文章力が求められるようになるのかもしません。これはこれで受験生にとっては大変ですが、法曹にとって本質的な能力を判定してもらえることになりますし、なにより、答案の文字が読み取れないという、受験生・採点者にとって一番不幸な事態が避けられるというのは、やはり最大のメリットではな

三
九

拒が解消されたり、一度書いた内容の修正も可能になるとすれば、答案の回答率は、一層高くなる可能性がある。

の内容もより思考力・文章力が求められるようになるのかもしれません。これはこれで受験生にとっては大変ですが、法曹にとって本質的な能 力を判定してもらえることになりますし、なにより、答案の文字が読み取れないという、受験生・採点者にとって一番不幸な事態が避けられるとい うのは、やはり最大のメリットではな いかと思います。

みのようですが、システム開発などの課題はあるにせよ、デジタル化が進む社会情勢からしても、他の資格試験に波及していくことが期待されます。

A QR code is centered on a blue circular background. The background features Japanese text curved along the top edge: 'アンケートに答えてポイントが貰えます' (Answer the survey and get points) and along the bottom edge: 'あなたの意見が役立つかもしれません' (Your opinion may be useful). The QR code links to the survey page.



弁護士
加藤 誠実
Masami Kato

リレー式コラム

事務局通信

今年も秋がやって来ましたね。局です。

こんには。京都事務所の事務局です。

私は秋といえば、スポーツの秋です。涼しくなり、体を動かすのにいい季節だと思います。

私の一番の趣味は登山・ハイキングです。

最近では、「ゴールデンウイークに神奈川県の丹沢大山国定公園にあ

ります。私は秋といえば、スポーツの秋です。涼しくなり、体を動かすのにいい季節だと思います。

私の一番の趣味は登山・ハイキン

グです。

秋といえば、皆さんは何を思い浮かべますか。食欲、芸術、読書、スポーツなど秋で思いつく言葉はいくつもありますね。

今年も秋がやって来ましたね。

私も家族に教えてもらうまで知

りなかつたのですが、最近の登山用スマート向けアプリの進化はすごくあります。涼しくなり、体を動かすのにいい季節だと思います。

私が使用しているアプリの場合、スマートにあらかじめ地図をダウンロードしておけば、スマートの電波が圈外でも、現在地がわかります。自分の現在地がアプリの地図上に表示され、自分が向いている方角などもわかる、あらかじめ設定しておいた登山ルートを外れると警告してくれるので、迷いをしにくいです。

ハイキングなどの山歩きをより安全に楽しめるのではないかと思います。

「建設アスベスト給付金制度」のご紹介

令和3年6月9日、議員立法により「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立し、同月16日に公布されました（施行日は、一部の規定を除き、法の公布の日から1年以内で、政令で定める日となっています）。

これにより、アスベストにさらされる建設業務

に従事し、アスベスト関連疾患を発症された方やそのご遺族のうち、一定の要件をみたす方に対して、国から**最大1,300万円の給付金**が支払われることとなります。

請求には期限がございますので、お心当たりのある方は、「みお総合法律事務所」までお問い合わせください。



みおのセミナー

「法律セミナー」のご案内

セミナーに関してご興味のある方は、どなたでもご参加いただけます。事前予約制となります。その他、個別相談（初回30分無料）も大阪・京都・神戸事務所で随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

●おひとり様セミナー **無料**

成年後見制度や財産管理、任意後見契約の利用方法、遺言書の活用などについて分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
11月27日(月)	大阪	11:00
29日(水)	神戸	11:00
12月5日(火)	京都	11:00
8日(金)	大阪	11:00
11日(月)	神戸	11:00

●任意後見セミナー **無料**

お元気な「今」だからできる生前対策として任意後見制度があります。任意後見の仕組みや活用方法を弁護士がお話します。

日程	場所	時間
11月8日(水)	神戸	11:00
9日(木)	大阪	11:00
27日(月)	京都	11:00
12月13日(水)	神戸	11:00
21日(木)	大阪	11:00
25日(月)	京都	11:00

●遺言書作成セミナー **無料**

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類・作成方法など遺言書の基礎知識や、もめない書き方などを分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
11月7日(火)	京都	11:00
22日(水)	大阪	11:00
22日(水)	神戸	11:00
12月7日(木)	大阪	11:00
20日(水)	神戸	11:00

●離婚セミナー(女性・男性) **ワンコイン(500円)**

離婚を考えている方や離婚協議の方へ、離婚問題についての戦略的な方法を解説します。

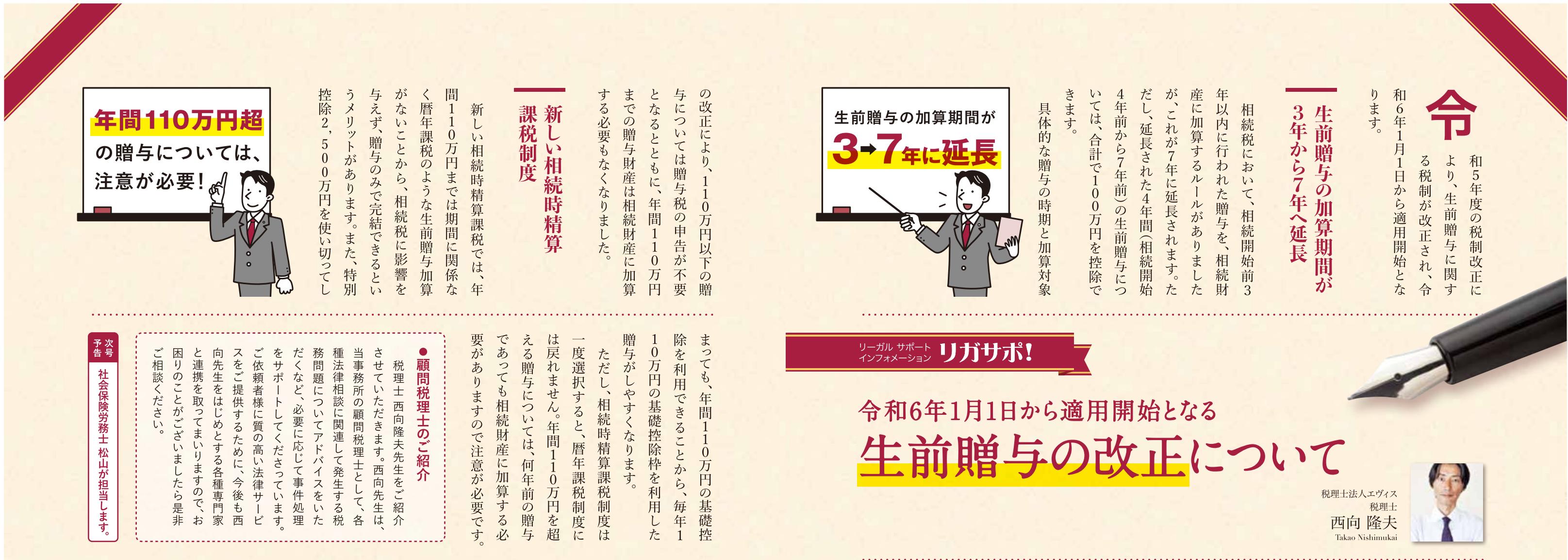
日程	場所	時間
11月7日(火)	大阪	13:00
16日(木)	神戸	13:30
12月5日(火)	大阪	13:00
14日(木)	神戸	10:30

日程	場所	時間
11月17日(金)	大阪	18:00
22日(水)	神戸	18:00
12月13日(水)	神戸	18:00
15日(金)	大阪	18:00

各種セミナーのご予約・お問い合わせは
受付時間(月～土)／9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料]
通話料無料

な や む な み お
0120-7867-30

※各種セミナーに関する最新情報は、ホームページ(<https://www.miolaw.jp>)でご確認ください。※参加者多数の場合は、人数制限をさせていただく場合があります。



**生前贈与の加算期間が
3年から7年へ延長**

和5年度の税制改正により、生前贈与に関する税制が改正され、令和6年1月1日から適用開始となります。

相続税において、相続開始前3年以内に行われた贈与を、相続財産に加算するルールがありました。が、これが7年に延長されます。ただし、延長された4年間（相続開始4年前から7年前）の生前贈与については、合計で100万円を控除できます。

具体的な贈与の時期と加算対象

生前贈与の加算期間が **3→7年に延長**

リーガル サポート インフォメーション **リガサポ!**

令和6年1月1日から適用開始となる 生前贈与の改正について

税理士法人工エヴァス
税理士
西向 隆夫
Takao Nishimukai



編集後記

今年も酷暑を乗り切り、ようやく秋を迎えることができました。皆さま、お変わりありませんか？ 秋は、私が一番好きな季節です。暑い夏が終わり、涼しい風が吹き抜けるのを感じると身体にたまっていた疲れが飛んでいくようで、すごく



心地よいからです。涼しくなったら行ってみたい、やってみたい、と考えていたことを実行に移せるのも秋の好きなところです。近頃は、夏が長くなり、秋が短くなったように感じていますが、寒くなるまでの時間を楽しみたいと思います。

※今後「MIO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。

- キリトリ線

フリガナ	
お名前	一 一
ご住所	
ご連絡先	()



ギリトリ線

左の郵便はがきに必要事項を
ご記入の上、アンケートにご
協力いただいた方の中から
**抽選で30名様に澤田有紀弁
護士が執筆した書籍(1冊)を
プレゼント**いたします。ふる
てご応募ください!!

●プレゼント応募締切／
2023年12月31日(日)
※当日消印有効

※プレゼントは選ぶことができません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外す場合があります。予めご了承ください。

贈与の時期	加算対象期間
令和5年12月31日まで	相続開始前3年間
贈与者の相続開始日	
令和6年1月1日から	相続開始前3年間
令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年間
令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
令和13年1月1日～	相続開始前7年間

一方、相続時精算課税制度に、年間110万円の基礎控除が創設されました。

相続時精算課税制度の 基礎控除創設

期間は表の通りです。

実際に加算対象期間が延長されるのは、令和9年1月1日の相続からで、7年となるのは4年後の令和13年1月1日からとなります。